

# 緊急事態宣言発令に伴う 回数乗車券のお取扱いについて

## 対象のお客さま

2020年4月7日（火）に発令された緊急事態宣言に伴い、回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を含む）を使用しないため、払いもどしされる場合。※同一券番号の回数券が対象となり、異なる券番号の回数券は対象外。

## 払いもどしの計算方法

有効期限が4月7日（火）を超える場合については、実際の払いもどし申出日にかかわらず、4月7日（火）を払いもどし申出日とみなし、ご使用済みの券片を乗じた当該回数券購入区間の普通旅客運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどします。

例・・・新鎌ヶ谷～印旛日本医大 普通回数乗車券 残券片 6枚

$$7,000\text{円} - (700\text{円} \times 5\text{枚}) - 220\text{円} = 3280\text{円}$$

回数券の金額	新鎌ヶ谷～印旛日本医大 の片道運賃	使用枚数	手数料	払いもどし金額
--------	----------------------	------	-----	---------

## 払いもどしの期間について

この取扱いは緊急事態宣言による緊急事態措置期間終了の翌日から1年以内と致します。

定期発売所での混雑が予想されますので、混雑時を避けた日時での払いもどしにご協力下さいますよう、お願い申し上げます